陝西省地理的表示商品保護弁法

2006年11月2日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

陝西省地理的表示商品保護弁法

(2006年11月2日陝西省人民政府公布)

第一章 総則

第一条 本省の地理的表示商品の発展を促進し、地理的表示商品の品質と特徴を保証し、 経営者と消費者の合法的権益を守るため、《中華人民共和国製品品質法》などの法律や法規 に基づき、本省の実際の状況と結びつける形で本弁法を制定する。

第二条 本弁法において地理的表示商品とは、特定の地域で生産され、その品質と信望、 その他の特性がその生産地の自然的要素と人文的要素によって決まり、認可を経て地理名 称から命名された商品を指す。

- (一) 本地域で栽培、養殖された商品
- (二) 原材料のすべて、もしくは一部が本地域からのものであり、かつ本地域において 特定の技術によって生産、加工された商品

第三条 本省の行政区域において地理的表示商品の生産経営、監督管理、および他の関連活動に従事する機関や個人は、本弁法を順守しなければならない。

第四条 地理的表示商品の保護は、公開、公正、公平、自由意志、誠意の原則に従うものである。

第五条 県レベル以上の人民政府は、本行政区域における地理的表示商品の保護活動を統一指導し、地理的表示商品保護の職責を関連部門が履行するために協力し、またこれを監督、促進し、地理的表示商品に関する産業協会およびこれに専門的に協力する経済組織の発展を促進する。

県レベル以上の人民政府における商品品質監督など関連の行政主管部門はそれぞれ、各 自の職責に基づき、地理的表示商品の保護活動を共同で徹底実施する。

第二章 活動機関と職責

第六条 省人民政府は地理的表示商品保護委員会を設置し、市、県(市、区)レベル人 民政府は活動上の需要に基づいて地理的表示商品保護委員会(以下、保護機関)を設置す るものとする。具体的には、本行政区域における地理的表示商品の保護活動を担当する。 保護機関の事務局は、同レベルの商品品質監督行政主管部門に設置する。

第七条 保護機関は、関連行政(産業)主管部門、産業協会、技術専門家、地理的表示 商品の生産経営者の代表によって構成される。

第八条 省の保護機関は、以下の職責を履行する。

- (一) 全省の地理的表示商品の保護と監督管理を担当する。
- (二) 地理的表示商品の申請における初審と申告を担当する。
- (三) 地理的表示商品の専門標識使用申請の初審と申告を担当する。
- (四) 地理的表示商品の申請者が、該当商品の関連の基準または管理規範を制定するうえで指導を行う。
- (五) 法律、法規が規定するその他の職責。

第九条 市、県(市、区)保護機関は、本行政区域内における地理的表示商品の保護と 日常的な監督管理を担当し、ならびに法律、法規が規定する他の職責を履行する。

第三章 申請および審査

第十条 地理的表示保護に申請する商品は、安全、衛生、環境保護の条件を満たさなく てはならない。人の身体的健康、環境、生態、資源などに危害を加える可能性がある商品 には、受理と保護を行わない。

第十一条 地理的表示商品の保護申請は、現地の人民政府が指定する地理的表示商品保 護申請機関または認定する協会、企業、および専門協力経済組織(以下、申請者)が関連 部門に意見を求めてから提出しなければならない。

第十二条 保護しようとする地理的表示商品は、商品の種類、範囲、知名度、商品の生産販売などの要素に基づいて、相応の国家基準、地方基準、管理規範をそれぞれ制定しなくてはならない。

地理的表示商品の地方基準は、省で標準化を受け持つ行政主管部門が制定、公布する。 管理規範は、申請者が制定を手配する。

第十三条 地理的表示保護に申請する商品について、県内を範囲とするものは、県レベル人民政府が生産地の範囲を提案する。複数の県にまたがるものは、区が設置されている市の人民政府が生産地の範囲を提案する。区が設置されている市にまたがるものは、省人

民政府が生産地の範囲を提案する。

第十四条 地理的表示商品保護の申請の際、申請者は下記の資料を提出しなければならない。

- (一) 現地人民政府による地理的表示商品の生産地範囲策定に関する提案
- (二) 現地人民政府が地理的表示商品に関する申請機関を設立する、または協会、企業、 専門協力経済組織を認定することで申請者とすることに関する書類
- (三) 申請しようとする地理的表示商品の国家(地方)基準または管理規範
- (四) 地理的表示商品について証明する以下のような材料
- 1. 地理的表示商品の保護申請書
- 2. 商品の名称、種類、生産地範囲、地理特徴などの説明
- 3. 商品の物理的・化学的、感覚器官などの観点における質的特色、および商品と生産地に 関する自然的要素と人文的要素との関係についての説明
- 4. 商品の生産技術規範(商品の加工技術、安全衛生上の条件、加工設備の技術条件などを 含む)
- 5. 商品の知名度、商品の生産販売状況、歴史上のルーツについての説明

第十五条 省の保護機関は、申請者の申請資料を受取った後、商品が地理的表示商品と しての条件を満たすかどうか、また申請資料が真実でそろっているかどうかについて、初 審を行わなければならない。

初審に合格したものは、省の保護機関が初審意見を出し、商品の品質監督を担当する国家行政主管部門に関連文書を提出する。申請資料に不足のあるものは、申請者に補正を通知しなければならない。初審に不合格のものは、申請者にこれを書面で通知し、理由を説明しなければならない。

第四章 専用標識の使用

第十六条 生産経営者が地理的表示商品専用標識を使用する必要がある場合、区が設置されている市または県(市、区)の保護機関の同意を得た後、省の保護機関に申請を行い、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 地理的表示商品専用標識使用申請書
- (二) 専用標識の使用を申請する生産経営者が制定する当該商品の専用標識使用に関する管理弁法
- (三) 現地の行政主管部門が発行する、当該商品が地理的表示商品保護範囲内で生産さ

れたことの証明

- (四) 商品品質検査機関が発行する最近の検査報告
- (五) 企業営業許可証、社会団体登記証、または他の証明材料

第十七条 省の保護機関は、上記の申請に対して審査を行い、合格したものは商品の品質監督を担当する国家行政主管部門に報告する。不合格のものは、申請者にこれを書面で通知し、理由を説明しなければならない。

商品の品質監督を担当する国家行政主管部門の審査に合格し、登録、公表を行った後、 生産経営者は当該商品に地理的表示商品専用標識を使用し、地理的表示商品の保護を受け ることができる。

第十八条 関連の産業協会や専門協力経済組織が地理的表示商品専用標識の使用申請を 行うよう奨励し、その組織の構成員に使用させる。

第十九条 地理的表示商品専用標識を使用するすべての生産経営者は、専用標識商品の 使用の根源追求性を保証しなければならない。

第二十条 地理的表示商品専用標識は、偽物防止技術によって製作され、印刷製造品質は国家基準を満たさなければならない。

第五章 保護と監督

第二十一条 地理的表示商品専用標識は、品質標識に属するものであり、いかなる機関 や個人も偽造と無断使用を行ってはならない。

地理的表示商品専用標識を使用する生産経営者は、商品について相応の品質責任を負う。

第二十二条 地理的表示商品の生産経営者は、整備された品質管理体系を構築し、基準 と管理規範、保護措置の条件に厳格に従って生産経営を手配し、その商品の品質を保証し なければならない。

第二十三条 農家に配られ栽培、養殖、加工された地理的表示商品について、関連の産業協会および専門協力経済組織は、地理的表示商品の基準と管理規範、保護措置における他の条件などに基づいて、生産指導と技術サービスを行わなければならない。

第二十四条 保護機関は、保護を受ける商品の生産管理に関する細則を制定し、ならび に措置を講じて地理的表示商品の独特性を保証し、その優良な品質と信望を守らなければ ならない。

第二十五条 保護機関は、地理的表示商品の生産地範囲、商品名称、原輔材料、生産技術、品質特色、品質等級、数量、包装、標識、商品専用標識の印刷、発行、数量、使用状況、商品の生産環境、生産設備、商品の基準合致などの面で監督管理を行い、地理的表示商品の生産者や販売者が基準や管理規範を厳格に守って生産経営活動を行うよう、監督、催促を行わなければならない。

第二十六条 地理的表示商品専用標識の使用資格を獲得した生産者のうち、相応の基準や管理規範に従った生産を行っていないもの、あるいは保護を受けている地理的表示商品に専用標識を使用したことがこの 2 年間にないものについては、現地の保護機関が生産経営者に措置を講じて是正するよう監督、催促を行わなければならない。期限をすぎても是正しないものは、省の保護機関が商品の品質監督を担当する国家行政主管部門に報告し、その地理的表示商品専用標識の使用登録を抹消し、その地理的表示商品専用標識の使用を停止し、対外的に公表する。

第二十七条 あらゆる機関や個人は、本弁法の規定に違反する行為について商品の品質 監督を担当する行政主管部門または他の関連部門に告発する権利を持つ。

商品の品質監督を担当する行政主管部門と関連部門は、告発者のために機密を守り、国家関連規定に基づいて褒賞を与える。

第六章 法律責任

第二十八条 地理的表示商品の名称や専用標識の偽造、無断使用については、関連の行政主管部門が《中華人民共和国商品品質法》の規定に基づいて処罰を行う。

第二十九条 地理的表示商品専用標識に近い標識、または消費者をミスリードする可能性のある文字や図案標識を使用した場合、県クラス以上の人民政府の商品品質監督を担当する行政主管部門が責任をもって是正させる。期限を過ぎても是正しない場合、違法収入の1倍以上3倍以下の罰金を科す。ただし最高3万元を超えないとする。

第三十条 無断で地理的表示商品専用標識を印刷、または地理的表示商品専用標識のある包装を使用したものは、県クラス以上の人民政府の商品品質監督行政主管部門が 1 万元

以上3万元以下の罰金を科す。

第三十一条 地理的表示商品専用標識の使用範囲を拡大した場合、または専用標識を他人に譲渡する場合、県クラス以上の人民政府の商品品質監督行政主管部門が 5 千元以上 2 万元以下の罰金を科す。

第三十二条 地理的表示商品の保護活動に従事する国家機関の職員が、下記の行為を行った場合、責任を直接負う主管人員と他の責任者に対して法に基づき行政処分を行う。犯罪の嫌疑がある場合、司法機関に移送して法に基づき事情を明らかにしたうえで処理する。

- (一) 地理的表示商品の申請資料を審査、申告する際に、欺まん行為を行った。
- (二) 地理的表示商品の生産経営活動に参与した、または職権を利用して不当な利益を 獲得しようと謀った。
- (三) 地理的表示商品の生産経営者の技術機密または商業機密を漏洩した。
- (四) 職権を濫用する、職責を軽んじる、私情にとらわれて不正行為をするなどその他の行為。

第三十三条 本弁法に基づき、機関に 1 万元以上の罰金を科し、個人に 2 千元以上の罰金を科す場合、当事者にヒアリングを要求し実施する権利があることを知らせなければならない。

第七章 附則

第三十四条 本弁法は、2006年12月10日に施行される。